



相模原市 市民農園



利用者募集案内(令和8年3月再募集)

2月に実施した募集で予定区画数に満たない農園について、再募集を行います。

受付メ切：令和8年3月25日(水) [消印有効] まで

本市では、市民の皆さまへ気軽に農作業を親しんでいただくため、「市民農園」を開設しております。



募集案内を全てお読みいただき、十分にご理解のうえ、お申し込みください。



利用条件、注意事項 ※以下の事項に同意の上、お申し込みください。

○利用期間の定め等について

利用期間は、**【農園ごとに定められた期間】**。
※利用期間中であっても、指定する期日までに利用を終了していただくことがあります。

→市民農園は、本市が土地所有者からお借りした農地で運営していることから、農地を返さなければいけなくなった場合には、やむを得ず閉園するためです。

この場合、納付いただきました管理料は月割りで還付いたしますが、栽培作物その他資材等の損害については補償できませんので、ご了承ください。

○利用条件の遵守 ※禁止行為は2ページ参照

トラブルを防ぐため、**【禁止行為】**をよくご確認ください、利用条件を必ず守ってください。

○管理料の納入について

管理料は、**遅滞なく納入**してください。
※利用者は、市民農園の管理、運営等に要する経費に充てるため、管理料を相模原市市民農園運営協議会(市民農園の維持・管理を行う任意団体。事務局：相模原市農政課)に納入するものとします。



○市民農園内の適切な管理

利用者の皆様でご利用いただく農園となりますので、**利用区画のみならず、農園全体を良好な状態で管理してください。**

※割り当てられた区画内を耕作し、区画に隣接する通路等共用部分も含め、こまめに除草するようお願いいたします。

※協議会からのお知らせは農園に設置している掲示板に掲示いたしますので、ご確認ください。

○利用中止について

利用期間途中での利用中止(キャンセル)は、**必ずご連絡**ください。

また、必ず**原状復帰**を行ってください。

※利用者の都合によるキャンセルの場合、管理料は還付しません。



応募方法

①所定の申込書(相模原市作成の往復はがき様式)に、必要事項を記入 ※記入例は4ページ参照

※必ず**85円切手2枚(往信・返信用の両方)**を貼ること

②「相模原市役所 農政課」へ郵送 **●令和8年3月25日(水) [消印有効] まで●**



応募上の注意

○「**1世帯で2件以上**」又は「**他人名義**」のお申し込みは**無効**です。必ず、「**実際にお使いになる方**」がお申し込みください。

※世帯…住民登録上の世帯を単位とします。

※お申込みによりお預かりする個人情報については、市民農園維持管理のため、相模原市市民農園運営協会と共有するものとします。

○**既に当選されている方も、「2区画目」のお申し込みが可能です。**

○応募できるのは、**市内在住の方**に限ります。

○区画の立地条件(陽当たり等)や形は、多少の差異がございますので、ご承知の上お申し込みください。

当選・落選及び結果通知後の流れ

当落及び利用区画の決定は抽選により決定します。

抽選結果は4月中旬から下旬頃に、応募者全員へ通知します。



当選!

当選者向け書類が郵送されますので、届きましたら、管理料の速やかな納付をお願いいたします。

※当選者の利用開始日は利用承認日となります。利用開始日前の利用はくれぐれもお止めください。

※管理料の納付をもって

利用条件、禁止行為等の内容について承諾し、利用承認書の交付を受けたものと判断いたします。内容をよくご確認のうえ、ご判断ください。

→利用を辞退される場合は、利用開始日より前に、必ず、相模原市農政課までご連絡ください。

辞退連絡なく管理料未納となる方につきましては、管理料の発生及び草刈による原状復帰等を求める場合がございます。

落選

申込書返信部の返送にてお知らせいたします。

募集農園の種類

① レクリエーション農園（6農園）

余暇を利用した農作業に適した広さとなっています。

利用期間：～令和11年1月31日

区画面積：概ね20㎡ 管理料：18,000円（約34か月分） 水道：あり 駐車場：なし



No.	農園名	所在地	区画数	No.	農園名	所在地	区画数
1	橋本台	緑区橋本台 2-11	1	4	陽光台 C	中央区陽光台 6-11	14
2	田名 B	中央区田名 4475	9	5	若松 B	南区若松 2-23	4
3	上溝 C	中央区上溝 4-16	10	6	磯部	南区磯部 4355-1	19

② 健康づくり農園（1農園）

緑区川尻を中心に設置されている農園で、レクリエーション農園と比べると、少し広く使えるのが特徴です。

利用期間：～令和11年1月31日

区画面積：概ね30㎡ 管理料：21,000円（約34か月分） 水道：あり 駐車場：なし



No.	農園名	所在地	区画数
1	第1	緑区城山 4-303-1	35

③ 農家等開設型市民農園

各農地地権者が開設する市民農園になります。詳細は各農園へお問い合わせください。

農園名	問い合わせ先
淵野辺地区ふれあい農園(中央区淵野辺本町)	相模原市農政課 ☎042-769-9232
エクシオ・渋谷貸農園(南区西大沼)	エクシオジャパン ☎042-742-9644
サニーヴェール農園(南区西大沼)	根津ハウジング(担当:藤山さん) ☎042-745-7701
田名櫻並農園ほか3か所(中央区田名・上溝)	ファームファクトリー(担当:玉利さん) ☎070-6576-3736

禁止行為

※以下の項目は、近隣住民や利用者から寄せられる意見の中で特に件数が多いものです。



○自動車で来園すること また、自転車の路上駐輪をすること

⇒路上駐車や近隣店舗等への無断駐車は、周辺の住民等の迷惑となるばかりでなく、事故の原因となる恐れがあります。お申込みの際には、農園の所在地をご確認いただき、徒歩や自転車で来園できる農園をお選びください。

また、自転車で来園する場合は、路上駐輪をせず、農園内に駐輪してください。

危険



○指定された区画の適切な管理(特に雑草の除去)を怠ること

⇒利用区画を長期間(特に春から夏)放置すると、雑草が人の背丈以上に伸びる場合があります。他の区画利用者や周辺住民の迷惑となります。適切に管理してください。



○適切なごみの処分を怠ること

農作業で出たごみや雑草は、必ずご自身で持ち帰り処分してください。

⇒以下はいずれも禁止です。

- ・野外焼却、市民農園内(共用部や空き区画)や近隣のごみ集積所への投棄、農園ごみの区画内への埋設



○当選者とは別の者が区画を利用すること

⇒利用者が指定された区画を利用できなくなった場合には、速やかに市農政課へ連絡し、利用キャンセルの手続きをしてください。他人への又貸しは禁止です。

⇒他人名義で当選した区画を利用することも禁止です。

○その他禁止行為

- 樹木及び果樹等を栽培すること
- 法令により栽培が禁止されている作物を栽培すること
- 近隣の土地又は承認された区画以外への立入等により、近隣の農業者や他の利用者等に迷惑を及ぼすこと
- 農作物栽培に必要としない物の搬入及び耕土の搬出をすること
- 建物又は工作物を設置すること
- 農薬を周囲の区画や隣接地に飛散させること
- 除草剤を使用すること
- 営利を目的として作物を栽培すること
- その他、市民農園の管理運営に著しく支障を及ぼすこと



**利用条件や禁止行為を守れなかった場合、
利用承認を取消すことがあります**

お問い合わせ先

相模原市 環境経済局 経済部 農政課 農地整備班

所在：相模原市役所本庁舎本館5階

電話：042-769-9232(直通)

相模原市ホームページ内、市民農園ページURL

➡https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/shimin_nouen/nouen/index.html



QRコード



申込書 記入例

※市販されている「官製の往復はがき」での
お申し込みは受け付けません。

お申し込みの際は、必ず、相模原市指定の申込書をお使いください。
※ご記入にあたっては、鉛筆や消せるボールペン等消える恐れのあるものは
ご遠慮いただき、**消えない筆記具でご記入ください。**

(往信面)

85 円切手
をお貼り
ください

郵便往復はがき

2 5 2 5 2 7 7

往 信

85 円切手を貼ってください。
※持参の場合は不要です。

相模原市中央区中央2丁目11番15号

相模原市役所 農政課 行

申込書の送付先です。
あらかじめ印刷されています。
この面が表になるよう折って
投函してください。

この面には何も記入しな
いでください。

こちらを外側にして、二つ折りに差し出してください。

(返信面)

85 円切手
をお貼り
ください

郵便往復はがき

0 0 0 0 0 0 0

返 信

必ず 85 円切手を
貼ってください。

相模原市中央区中央〇丁目〇番〇号

〇〇マンション〇〇〇号

相 模 太 郎 様

申込者の郵便番号・住所・氏名を
正確に記入してください。
この面が裏になるよう折って
投函してください。

相模原市市民農園利用申込書 兼 住民記録閲覧同意書 兼 個人情報提供同意書

相模原市長 宛
私は、以下のことに同意した上で、利用を申
・市民農園の利用条件及び禁止行為の内容
・市民農園の維持管理上必要となった場合の住
・市民農園維持管理を目的とした、相模原市市
(事務局：市農政課)への、個人情報提供
・所属先のコミュニティ農園管理運営委員会への、個人
※コミュニティ農園を希望し、利用開始する場合の

住所は、**申込者の住所**を、
方書き等も含め、詳細に記入し
てください。

住 所	中央区中央〇丁目〇番〇号 〇〇マンション〇〇〇号	
世帯で主に農園を利用される方を2名まで記入してください。 また、利用筆頭者の方は、氏名右側の口欄をチェックしてください。		
利用者	フリガナ サガミ タロウ	<input checked="" type="checkbox"/>
	氏名 相模 太郎	
利用者	フリガナ サガミ ハコ	<input type="checkbox"/>
	氏名 相模 花子	
世帯主氏名	相模 太郎	
電 話	000 - 000 - 0000	
連絡先電話	000 - 0000 - 0000 <small>※上記電話と異なる場合のみ記載。携帯電話も可</small>	
申込農園	農園種類 (該当に〇印)	<input type="radio"/> レクリエーション健康づくり/コミュニティ
	農園名	相原農園

世帯で主に農園を利用する
方を最大2名
まで記入し、代
表者の方の右
欄をチェック
してください。

世帯主氏名は、申込者
の世帯の主を記入し
てください。

連絡のつく電話番号を
必ず記入してください。

希望する農園の種類に
丸をしてください。

希望する農園名を、
正確に記載してください。